

防災スペシャリスト養成研修
(地域別総合防災研修)

防災行政概要 (修正版)

前回の企画検討会以降



内容に修正を
加えたもの



新たに
追加したもの

該当する
スライドの右側に
印を添付

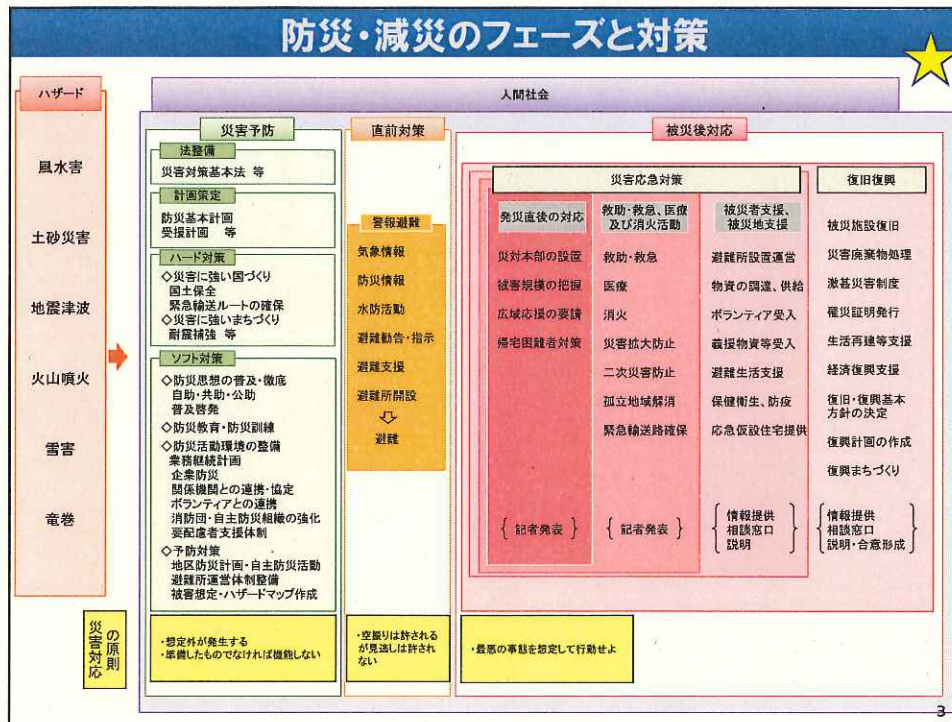


内閣府 (防災担当)

時間経過に応じた災害対応

状況認識をできるだけ早く、災害対応業務を効果的にできるようマネジメント

時間経過	1Hr	10Hrs	10 ² Hrs	10 ³ Hrs	10 ⁴ Hrs	10 ⁵ Hrs
組織立ち上げと 状況認識	■	■	■	■	■	■
災害対応業務遂行	いのちを守る	■	■	■	■	■
	日常生活を 回復する	■	■	■	■	■
	社会のストック を再建する	■	■	■	■	■
マネジメント業務 (情報管理・資源管理)	■	■	■	■	■	■

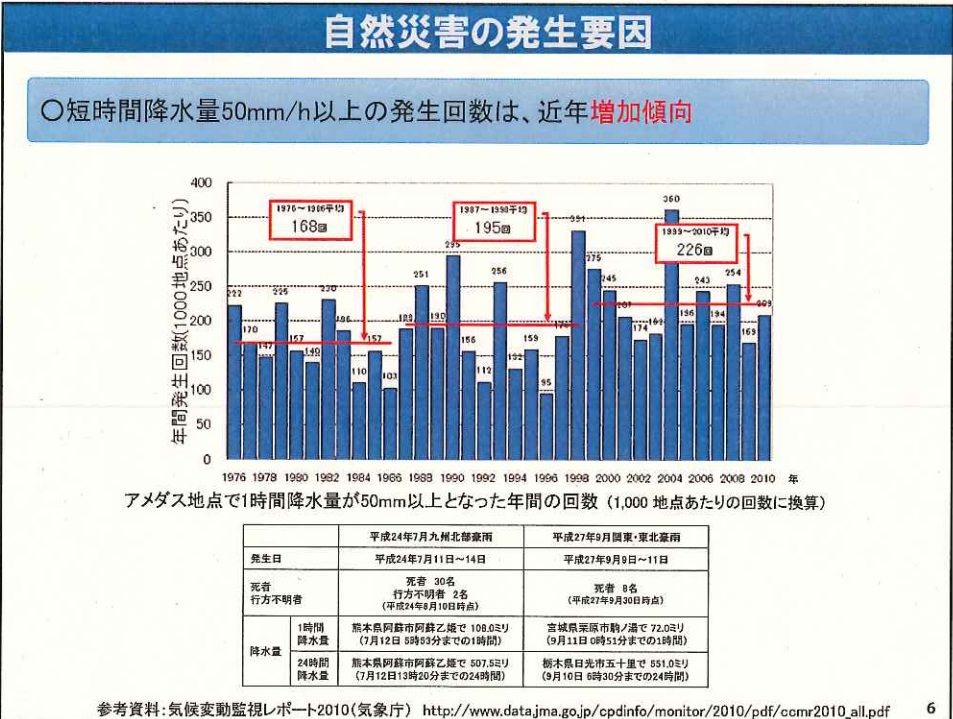


目 次

1. 自然災害の発生要因とリスク評価
2. 災害予防
3. 直前対策
4. 被災後対応
4-1 【災害応急対策】 発災直後の対応
4-2 【災害応急対策】 救助・救急、医療及び消火活動
4-3 【災害応急対策】 被災者支援、被災地支援
4-4 復旧復興
5. 参考



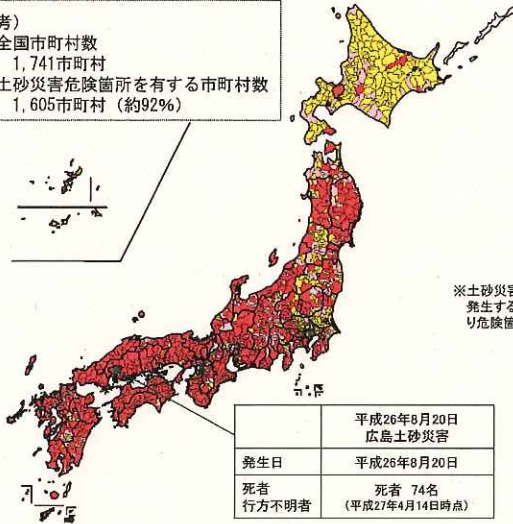
1. 自然災害の発生要因と リスク評価



自然災害の発生要因

○全国の約9割の市町村が、土砂災害の危険と隣り合わせ

(参考)
 ・全国市町村数
 1,741市町村
 ・土砂災害危険箇所を有する市町村数
 1,605市町村 (約92%)



土砂災害危険箇所は
 全国に約52万5千箇所と膨大

- 【土石流危険渓流】
183,863渓流
(平成14年度公表)
- 【地すべり危険箇所】
11,288箇所
(平成10年度公表)
- 【急傾斜地崩壊危険箇所】
330,156箇所
(平成14年度公表)

※土砂災害危険箇所とは、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所(それぞれ、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている。)

市町村土砂災害危険箇所数
 ■ 200箇所以上
 ■ 100 ~ 199箇所
 ■ 1 ~ 99箇所
 □ なし

出典:国土交通省資料、平成27年3月31日時点

自然災害の発生要因

○日本周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸のプレートの下に沈み込むことにより、世界でも有数の地震多発地帯となっている

発生日	平成23年3月11日	東日本大震災
マグニチュード	9.0	
死者 行方不明者	死者 10,225名 行方不明者 2,614名 (平成27年3月1日時点)	

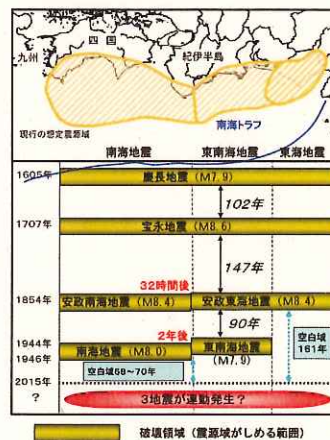
発生日時	1944年12月7日	東南海地震
マグニチュード	7.9	
死者 行方不明者	死者・行方不明者 1,223名	

発生日時	昭和21年12月21日	南海地震
マグニチュード	8.0	
死者 行方不明者	死者1,330名	



日本列島周辺のプレート

■南海トラフで発生した巨大地震履歴

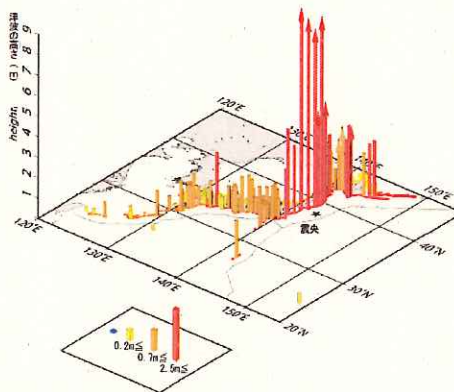


破損領域 (震源域がしめる範囲)

自然災害の発生要因

○プレート境界型地震の発生により、大きな津波が発生する可能性がある

- 津波による被害の例
(平成23年3月 東日本大震災)
 - 福島県相馬で高さ9.3 m 以上※、宮城県石巻市鮎川で高さ8.6 m 以上※の津波を観測
 - この津波により、膨大な死者・行方不明者が発生し、住宅の流出、産業の停滞や経済的損失となり、地域全体が壊滅的な被害を受けたところも発生
 - 大量の漂流物の発生による被害拡大、石油貯蔵タンクからの漏洩油等による津波火災が発生



東日本大震災で観測された津波の高さ※ 出典: 気象庁

※ 観測施設が津波により被害を受けたためデータが入りできない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある

東日本大震災の死者数(死因別) 出典: 警察白書

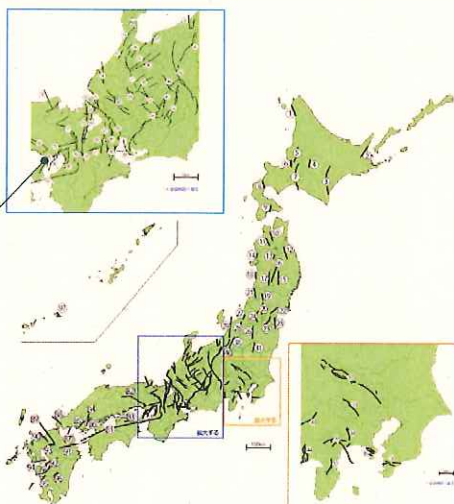
死因	死者数(平成24年3月11日時点)
溺死	14,308名
焼死	145名
圧死・損壊死・その他	867名
不詳	666名
合計	15,766名 ※

※ 検死済みの遺体数、死者数に震災関連死は含まない

自然災害の発生要因

○我が国には、見つかったりだけで約2,000もの活断層

- 活断層とは、通常は地表に現れている断層と認められる地形のうち、最近の地質時代(第四紀以降:最近約170~200万年)に活動し、今後も活動しそうなもの



主な活断層 出典: 平成27年版防災白書

	阪神・淡路大震災
発生日	平成7年1月17日
マグニチュード	7.3
死者 行方不明者	死者 6,434名 行方不明者 3名 (平成18年5月19日時点)

参考資料: 地震について(気象庁) <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/faq/faq7.html#4>

参考資料: 活断層とは何か(国土交通省国土地理院) <http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/explanation.html>

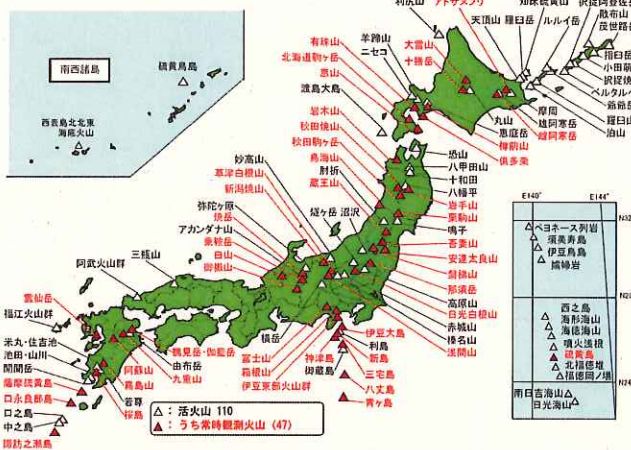
自然災害の発生要因

○我が国は世界有数の火山国であり、110の活火山が分布

火山噴火予知連絡会は「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義

発生日	平成26年9月27日
死者	死者 58名
行方不明者	行方不明者 5名 (平成27年8月6日時点)

○常時観測火山とは、火山噴火予知連絡会において、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として47火山を選定。
火山監視・情報センターにおいて火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

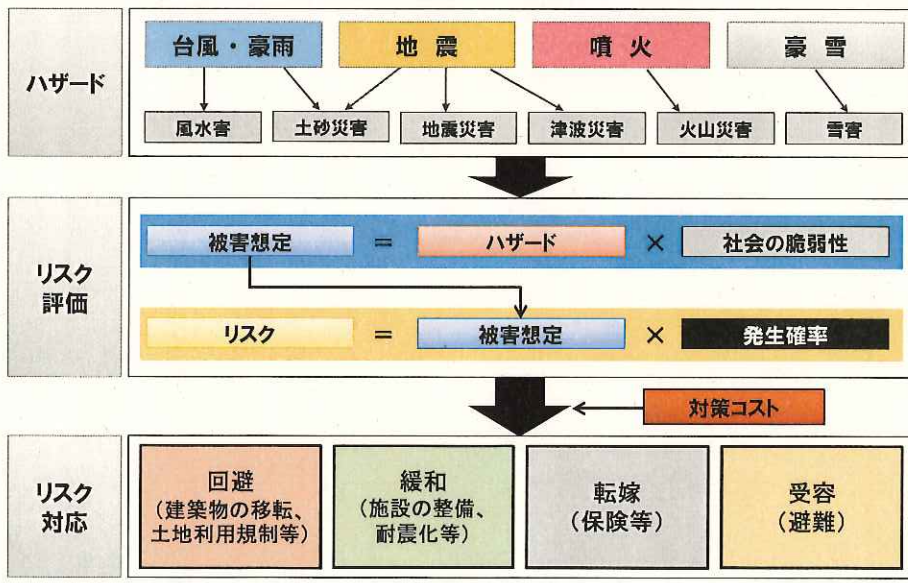


出典: 気象庁ホームページをもとに内閣府作成

参考資料: 平成27年版防災白書 http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/H27_honbun_1-5bu.pdf 11

「自然災害の発生要因とリスク評価」のまとめ

● 地域特性に応じてハザードを選定し、リスク評価の上リスク対応を決める



2. 災害予防

災害対策基本法の概要

○国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1. 防災に関する理念・責務の明確化

- 災害対策の基本理念 「減災」の考え方や、災害対策の基本理念の明確化
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 「防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 「自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織・総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等；地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 要支援者名簿の事前作成
- 広域避難、物資輸送の枠組みの法定化
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動）

災害対策基本法の基本理念

○災害対策基本法(抜粋)

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、**災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。**
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の**適切な役割分担及び相互の連携協力**を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における**多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。**
- 三 災害に備えるための**措置を適切に組み合わせ**て**一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善**を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、**できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分**することにより、**人の生命及び身体を最も優先して保護**すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の**被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護**すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、**施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興**を図ること。

15

東日本大震災をふまえた災害対策基本法改正

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ・自治体間の応援対象業務を拡大(応急措置→災害応急対策全般)
- ・国による応急措置(道路啓閉等)の代行の制度を創設
- ・災害予防責任者の責務として、物資供給事業者等の協力を得るための措置(協定等)を追加
- ・住民の責務として備蓄等を明確化
- ・コミュニティレベルの計画として地区防災計画を位置付け
- ・国及び地方公共団体とボランティアとの連携を努力義務化

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- ・市町村長が、(安全性等の一定の基準を満たす)指定緊急避難場所、(生活環境等を確保するための一定の基準を満たす)指定避難所を区別して指定する仕組みを創設
- ・災害時の避難に特に支援を要する者についての名簿の作成・利用制度を創設
- ・市町村による防災マップ作成を努力義務化
- ・避難指示に関し安全確保措置(屋内待避等)の仕組みを創設

3 被災者保護対策の改善

- ・広域避難制度を創設(受入れ手続き、都道府県・国による調整)
- ・避難所の生活環境の整備を努力義務化
- ・防災の基本方針に、被災者の心身の健康の確保等、被災者からの相談を追加
- ・罹災証明書の交付を制度化(市町村長が滞滞なく交付)
- ・被災者台帳の作成制度を創設(市町村長が作成)

4 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ・住民の責務として災害教訓の伝承を追加
- ・災害予防責任者の責務として、防災教育及び円滑な相互支援のための措置を追加

16

災害対策基本法に基づく防災基本計画等		
防災計画の種類	計画作成機関	計画に定める主な事項
防災基本計画	中央防災会議 (会長:内閣総理大臣)	・防災に関する総合的かつ長期的な計画 ・防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項
防災業務計画	指定行政機関 (中央省庁) 指定公共機関 (独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社 など)	・所掌事務について、防災に関しとるべき措置 ・所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項 (指定行政機関の防災業務計画)
都道府県地域防災計画	都道府県防災会議 (会長:知事)	・当該地域に係る防災に関し、関係機関(※2)の処理すべき事務又は業務の大綱
市町村地域防災計画	市町村防災会議(※1) (会長:市町村長)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ※2 都道府県:指定地方行政機関、都道府県及び市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び区域内の公共的団体等 市町村:当該市町村及び公共的団体等 </div> ・当該地域に係る災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

※1 市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長

受援計画の策定

○災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるように、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画を位置付けて必要な準備を整える

受援計画検討項目(例)

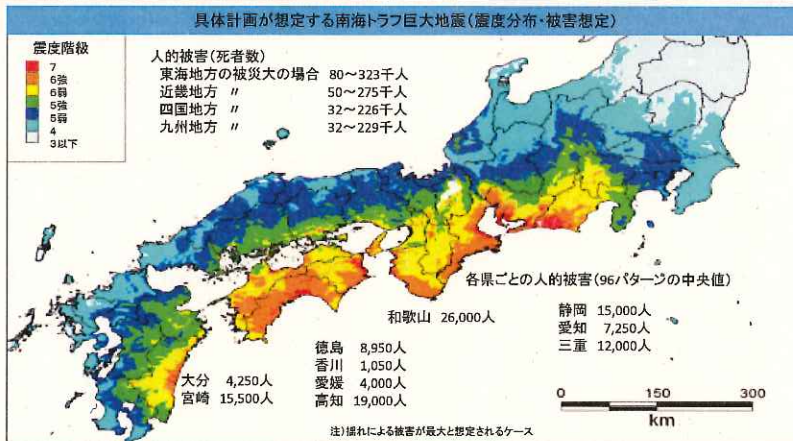
- ・受け入れ体制
支援県・応援県等との調整窓口担当の設置
支援県・応援県等との連絡調整方法
- ・活動拠点の確保
応援要員の活動拠点
医療搬送拠点
応援物資拠点
応援要員の宿泊(仮眠)場所
- ・活動内容・活動体制
応援内容の調整
電源、通信、連絡手段の確保、
侵入ルートの確保、
- ・災害ボランティアの受け入れ
- ・応援要請等の手続き

受援計画検討対象機関(例)

- ・警察
- ・消防
- ・自衛隊
- ・海上保安庁
- ・他の地方公共団体(広域連携)
- ・医療救護(DMAT等)
- ・物資調達(協定業者・トラック協会等)
- ・災害ボランティア

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画について

- 発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つこと具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始し、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施すること
- 被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、我が国が保有する人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入すること

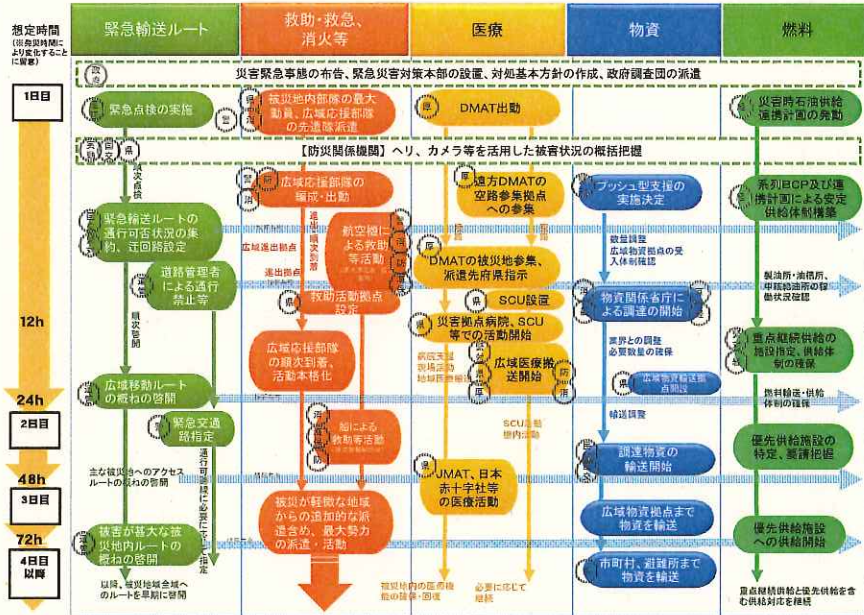


南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告) 平成24年8月 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料
<ul style="list-style-type: none"> ◎重点受援県以外の37県の広域応援部隊の派遣(最大値) ・警察 : 1.6万人 ・消防 : 1.7万人 ・自衛隊 : 11万人 等 ◎航空機620機、船舶470隻 	<ul style="list-style-type: none"> ◎DMAT(登録数1,323チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 ・水 : 応急給水46万³m³ ・食料 : 7200万食 ・毛布 : 600万枚 ・おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 5400万回 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保 ◎緊急輸送ルート上の中核SS等への重点継続供給 ◎拠点病院等の重要施設への要請に基づく優先供給
<p>国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)</p>			
<p>緊急輸送ルート、防災拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保 ◎各活動のための「防災拠点」を分野毎に設定、発災時に早期に確保 <p>後方支援</p>	<p>応援</p> <p>巨大地震でも被害が想定されない地域</p> <p>巨大地震では被害が想定されている地域</p> <p>重点受援県 (円内の数字は被害規模の目安)</p> <p>静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県</p>		
<p>具体計画のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確認、広域応援部隊が順次到着、等) ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化 			

南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)



国土保全

○災害に強い国土の形成を図るため、国土保全事業を総合的、計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性、耐浪性等安全性の確保を図る



緊急輸送ルートの確保

○大規模災害時の輸送ルートの確保のため、主要な道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設について、耐震対策を促進するとともに代替ルートを確認するための道路ネットワーク等の整備を図る



災害に強いまちづくり

○地震については、建築物や各施設の耐震性の強化を図り、浸水・津波や火山の噴火等についても必要なハード整備を行い、災害に対する安全性の確保を図る



自助・共助・公助



- 国及び地方公共団体による防災対策(「公助」)とともに、住民自身による「自助」、地域コミュニティ等における「共助」が災害対策に重要な役割を果たす
- 特に災害直後は、「公助」による支援には限界があるため、「自助」「共助」による災害対策が重要

【自助】

- ・自らの命と生活を守る取り組み
- ・自らと家族 等

(自助の備えの例)

- ・各家庭における住宅の耐震化や家具類の固定などの転倒・落下防止対策
- ・各家庭における備蓄
- ・防災訓練への参加や救命講習の受講

【共助】

- ・地域で市民同士が助け合う社会づくり
- ・自主防災組織、学校、民間企業、NPO、ボランティア 等

- ・消防団
- ・水防団

【公助】

- ・国の総力を挙げて国民と国を守り抜く
- ・国、地方公共団体、消防、警察、自衛隊等

普及啓発の取り組み

- 内閣府では、各種防災教育教材を作成し、PTA、公民館、図書館等で配布するとともに、内閣府のホームページに掲載することで、国民の防災に関する取組みの普及啓発を実施

■「みんなで減災」

普段の生活の中に「減災」を実践するチャンスがたくさん隠れていることを、減災マンガのストーリーを通して訴求。簡単なチェックリストを用いて備え度のチェック、おさらいクイズを用いて、理解度のチェックもできるようになっている

■「減災の手引き」

「やればできる!減災」をテーマに「今すぐできる7つの備え」を紹介している。地震、津波、台風、洪水など、待ったなしでやってくる自然災害に、地域住民が力を合わせて立ちむかうためにどのような「備え」をすればよいのかを訴求

■「地域における防災活動のきっかけづくり 情報・ヒント集」

商店街などの地域における企業や地域コミュニティが、防災活動に「共助」の精神で集い、お互いに知見を出し合い、連携して実践的な活動を展開した事例をまとめている

■「災害イマジネーション」

実際に被災したらどうなるかをイメージしてもらうために一日前プロジェクトを活用して作成したもの。防災リーダー等の教育補助ツールを想定



防災教育活動のためのパンフレット類

災害教訓の伝承

- 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理、適切に保存し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開する
- 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝える

■ 災害教訓を石碑で伝承している事例 (岩手県宮古市重茂姉吉地区)

- 昭和三陸地震(昭和8年)の津波被害の教訓を刻んだ石碑(大津波記念碑)が建てられており、「此処より下に家を建てるな」との文字が刻まれている
- この石碑より高い場所に住居を構えていた住民は、東日本大震災の津波による建物被害を受けなかった
- このことが示すように、過去の災害の教訓・伝承を次世代に受け継いでいくことは、災害被害を軽減する上で重要



大津波記念碑
(岩手県宮古市重茂姉吉地区)

27

地方公共団体の業務継続体制の確保

- 災害時に資源の制約を受けても市町村が一定の業務を的確に行えるように、業務継続計画を策定し、事前の対策準備が必要

○業務継続計画とは

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画

○業務継続計画策定の効果

業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられる

○業務継続計画の継続的改善

業務継続計画の策定後は、職員に対する教育、訓練等を実施しながら計画の実効性を確認し、高めていく

【市町村のための業務継続計画作成ガイド(内閣府:平成27年5月)】

- 人口が1万人に満たないような小規模市町村であってもあらかじめ作成していただきたい事項(重要な6要素)をまとめた
- 現時点の状況及び今後の検討事項を、記入例を参考に様式に記入していくことで、重要な6要素が整理できるように構成

《重要な6要素》

首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

重要な行政データのバックアップ

電気、水、食料等の確保

非常時優先業務の整理

28

企業の事業継続体制の確保

○企業は、災害時に企業の果たす役割を十分に認識し、災害時に資源の制約を受けても企業が重要業務を継続して行えるように事業継続計画(BCP)を策定する

災害時に企業の果たす役割

事業継続計画(BCP)の策定の流れ

29

関係機関との連携・協定

○日頃から様々な関係機関と連携を確認したり、協定を締結しておくことが重要

注：吹き出しは各組織との連携の内容例

30

ボランティアとの連携



○日本赤十字社、社会福祉協議会等や地域団体、NPO等のボランティア団体と協働のイメージを持ち、日常からともに話し合い、活動できる関係づくりを準備しておくことが重要

<主な事前準備>

- ・ 平常時のボランティア登録
- ・ 研修制度(リーダー育成 等)
- ・ 防災ボランティア活動の拠点の確保
- ・ 被災者ニーズ等の情報共有方策の検討
- ・ 災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制確保 等



家屋周辺の泥だしの様子



救援物資を届けている様子



避難所での足湯の様子

要配慮者の避難支援体制づくり

○災害発生時においては、要配慮者への実効性のある避難支援が必要
避難行動要支援者名簿を活用し、迅速な避難支援体制を構築する

【平常時】

- 〔市町村〕
 - ・ 要配慮者の把握
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成
- 〔市町村から避難支援等関係者へ〕
 - ・ 名簿情報提供(本人同意が原則)
- 〔市町村・要配慮者・避難支援等関係者〕
 - ・ 地域の特性や実情を踏まえた具体的な避難方法等についての個別計画作成
 - ・ 要配慮者参加の防災訓練実施
 - ・ 住民相互の顔の見える地域づくり 等

平成27年度中に、ほぼ全ての市町村において避難行動要支援者名簿を作成予定
 ⇒ **避難支援の実効性を確保するためには、個別計画の策定を進めていく必要**

【災害発生時】

- 〔市町村〕
 - ・ 避難支援等関係者に対し名簿情報提供(緊急時は本人同意不要)
- 〔避難支援等関係者〕
 - ・ 個別計画に基づき避難支援の実施

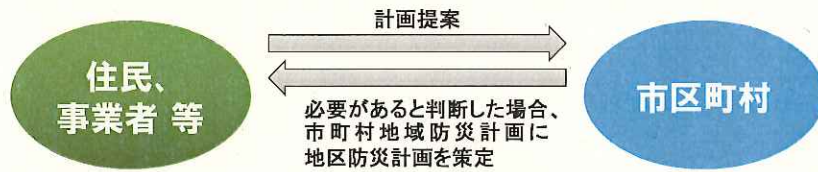


迅速な避難支援・安否確認等の実施

※避難支援等関係者：消防機関、都道府県警察、民生委員 等
 ※根拠法：災害対策基本法 第49条の10～13

地区防災計画制度

- 東日本大震災等では、地区内の居住者や事業者等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、地元自治体等と連携し、自発的に地区における防災活動を担う例がみられた
- 地域の特性を踏まえ、コミュニティレベルの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市区町村の地域防災計画に定めることができる地区防災計画制度を制定(平成25年度災害対策基本法改正)
- 国は、計画作成に取り組む地区に対して、アドバイザー派遣等の支援を実施



計画内容

計画の対象範囲、活動体制、防災訓練、物資等の備蓄、地区独自のハザードマップや避難計画の作成、避難所運営、居住者等の相互支援体制(例:要配慮者の避難支援など)など

33

避難所運営体制整備

- 市区町村には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが必要

平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応援体制の整備
 ・「避難所運営準備会議(仮称)」の設置
 ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

2. 避難所の指定
 ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討
 ・福祉避難所の整備

3. 指定避難所等の周知
 ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
 ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

4. 避難所における備蓄等
 ・食料・飲料水の備蓄(アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等)
 ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

5. 避難所運営の手引(マニュアル)の作成
 ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
 ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

34

洪水ハザードマップ

○洪水ハザードマップは、市町村長が住民に避難するために必要な情報を提供するを目的に作成

情報の伝達経路

避難先の位置・名称

連絡先
・行政機関
・医療機関
・ライフライン管理機関

地下空間の分布

避難時の心得・持ち物

浸水想定区域・浸水深の明示

避難場所

主として要配慮者が利用する施設

出典：国土交通省HP

35

防災訓練の実施／計画の継続的な改善

○災害対応業務を迅速・的確に実施するためには、訓練を通じて計画の検証や活動手順、技術の習得を図り実践能力の向上を図ることが必要

○災害対応力の向上には、計画やマニュアル等を作成(Plan:計画)し、訓練(Do:実行)を通じてその内容を評価(Check:評価)し、課題点を踏まえて計画等の改善を図る(Action:改善)というPDCAサイクルの繰り返しにより、継続的な改善を図る

災害対応能力の向上

●

防災活動計画の習得・検証




- 防災計画や災害時の行動マニュアル(実践的応急活動要領)に記載されている体制と活動手順などの習得と検証のための訓練
- 具体的な被害想定に基づいた状況を付与すること等によって、実践的な訓練を実施

(例) 災害対策本部設置・運営訓練、情報収集・伝達訓練

●

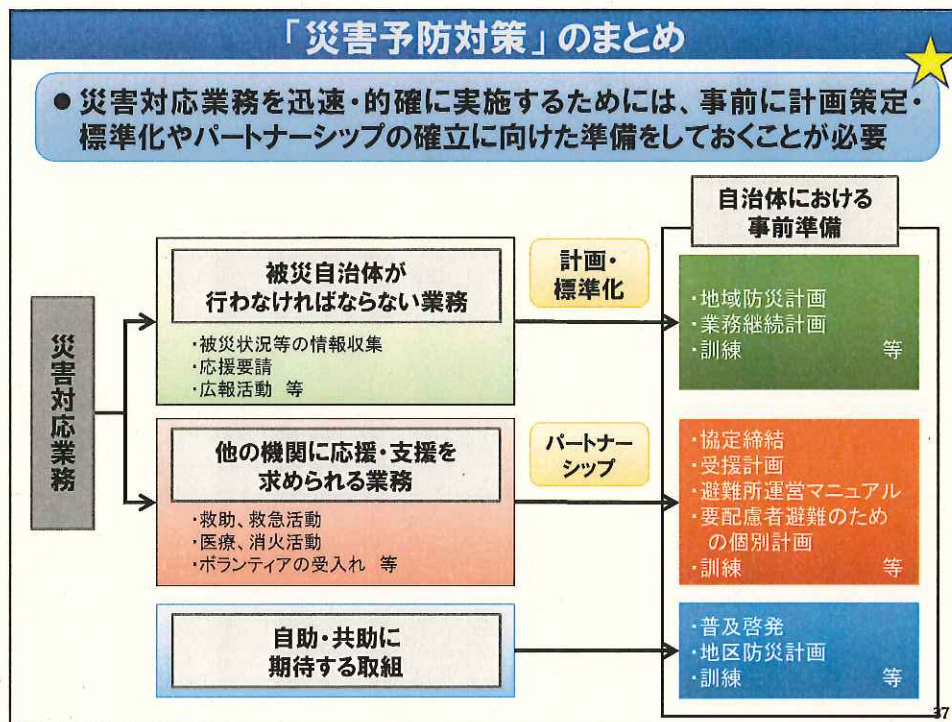
防災技術の習得



- 現場などでのそれぞれの災害対応を習熟し、技術を向上させるための訓練
- 使用する設備や機材の取り扱い方法や手順を実際に使って実施

(例) 救助訓練、消火訓練、避難訓練

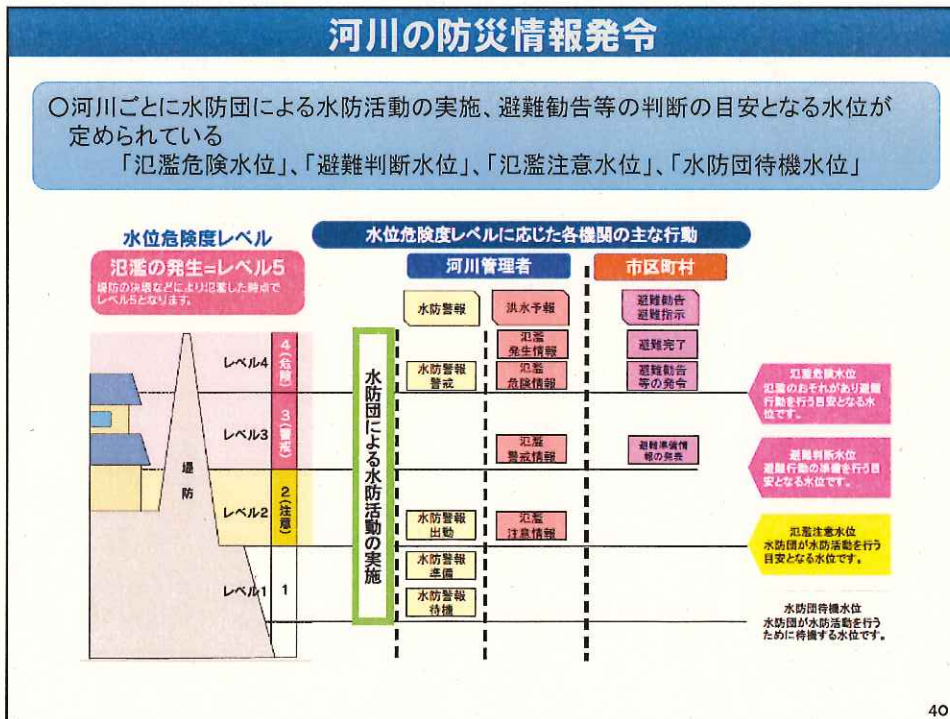
36



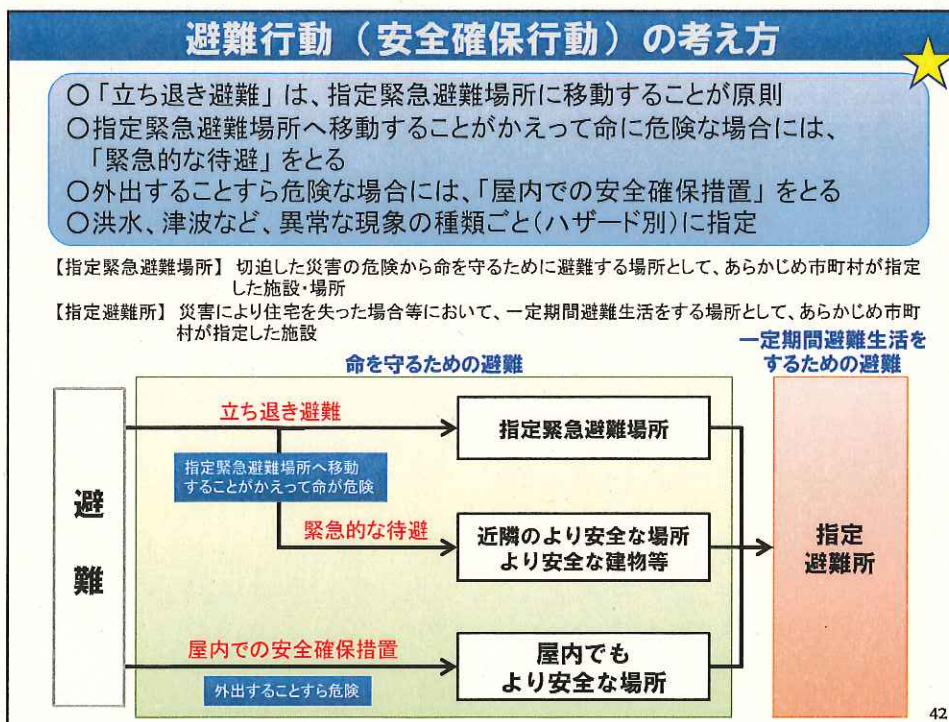
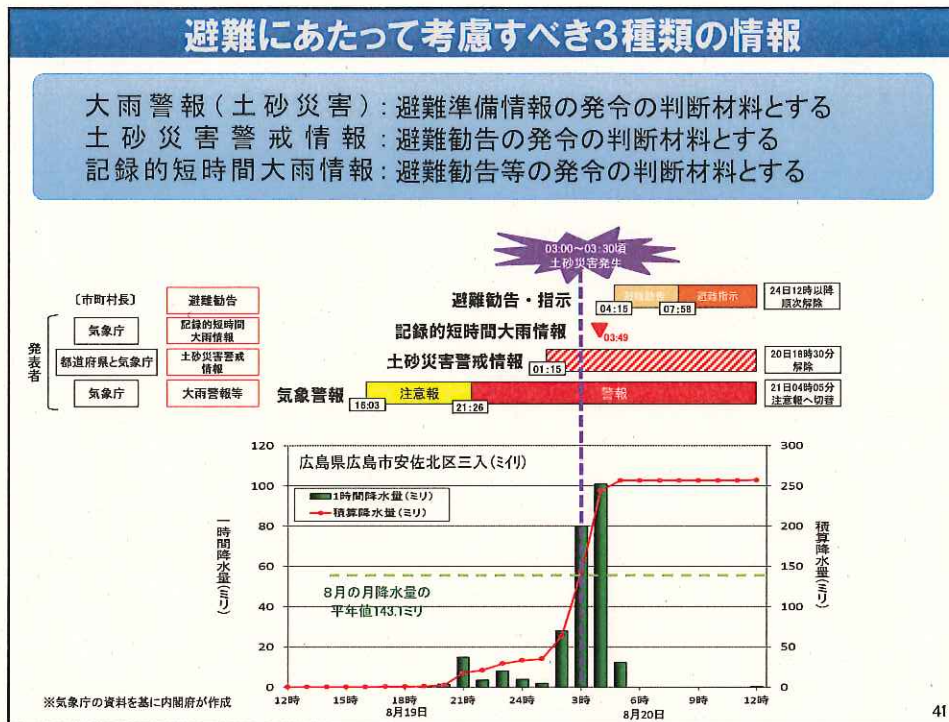
3. 直前対策

気象庁が発表する主な防災気象情報	
情報の種類	情報の役割
気象 特別警報、 警報、注意報	特別警報: 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を示して行う警報 警報: 重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報 注意報: 災害の起こるおそれがある旨を注意して行う予報
気象情報	台風その他の気象等についての情報を発表するもの 警報等に先立つ警戒・注意の喚起や、警報等発表中に現象の経過等を解説する役割を持つ
記録的短時間 大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときに発表 する情報
土砂災害 警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を 発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁 が共同で発表する情報
台風情報	台風が発生した場合及び日本への影響が大きくなった場合において、台風 の状況の周知と防災対策の必要性を喚起するために発表する情報

39



40



避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

○自然災害のおそれが高まった際に市町村が出す避難勧告等について、どのようなタイミングでどのような範囲に発令すべきか等、市町村担当者が最低限知っておくべき事項を示したガイドライン(H27.8 一部改定)

○避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定

■避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示した

【避難勧告の判断基準の設定例】

- ・水害…はん濫危険水位に到達 など
 - ・土砂災害…土砂災害警戒情報の発表 など
 - ・高潮災害…高潮警報の発表 など
- (※津波災害は警報等が出れば全て避難指示)

■市町村が助言を求める相手を明確にした

⇒ 管区・地方気象台、国土交通省河川事務所、都道府県の県土整備事務所等

○市町村の防災体制の考え方を例示

■市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方を例示

【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】

- ・大雨注意報…連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制
- ・大雨警報…首長等が発令し、避難勧告の発令が判断できる体制
- ・土砂災害警戒情報…防災対応の全職員が発令 など

災害の種類	土砂災害(土砂災害警戒情報)	洪水(はん濫危険水位)	高潮(高潮警報)	津波(津波警報)
発令の主体	市町村	市町村	市町村	国土交通省
発令のタイミング	大雨警報発令後	はん濫危険水位発令後	高潮警報発令後	津波警報発令後
避難の場所	指定避難場所	指定避難場所	指定避難場所	指定緊急避難場所
避難の時期	大雨警報発令後	はん濫危険水位発令後	高潮警報発令後	津波警報発令後
避難の経路	指定避難経路	指定避難経路	指定避難経路	指定避難経路

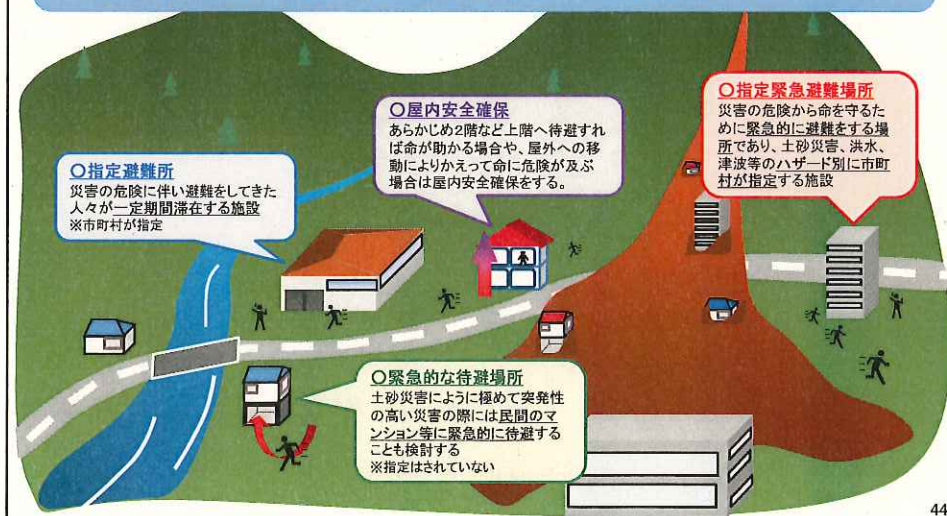
災害・避難カード(イメージ)

○住民に避難行動を認識してもらうための仕組みを提案

■災害・避難カードの作成を提案

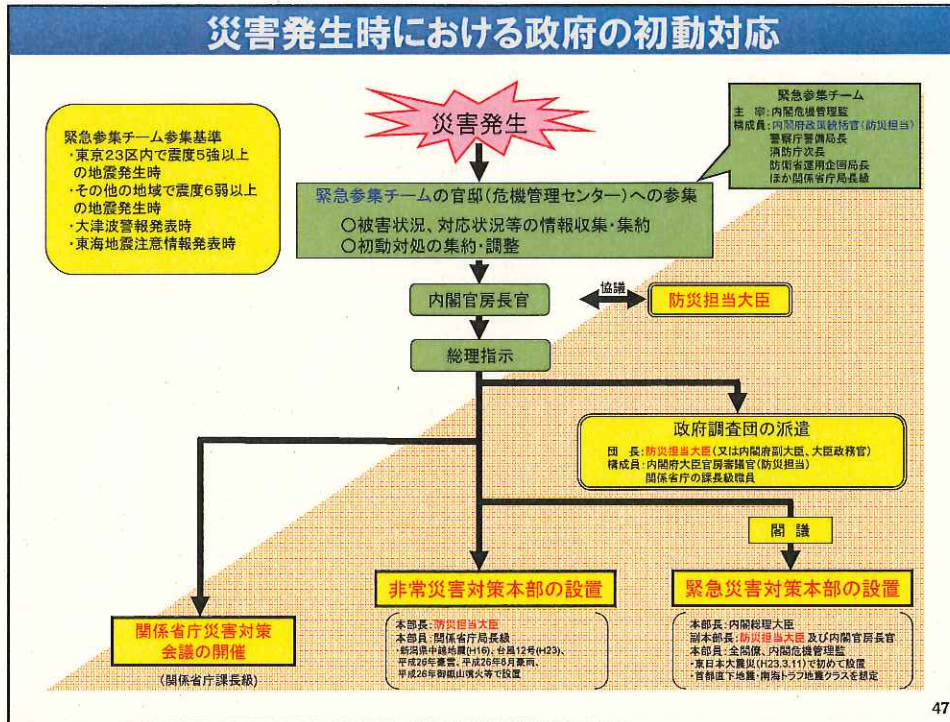
「直前対策」のまとめ

- 「避難」は災害から命を守るための行動
- 避難勧告等は、空振りを恐れず、早めに出す
- 家庭内に留まって安全を確保することも「避難行動」のひとつ



4. 被災後対応

4-1.【災害応急対策】 発災直後の対応



政府対策本部等の設置

	緊急災害対策本部	非常災害対策本部
設置基準の目安	著しく異常かつ激甚な非常災害【法第28条の2】 阪神・淡路大震災級の極めて大規模かつまれにみる災害が発生した場合	非常災害【法第24条】 おおむね、死者・行方不明者が百人以上に及ぶ場合(金銭戸数なども考慮)
設置権者	内閣総理大臣(閣議決定必要)【法第28条の2】	内閣総理大臣【法第24条】
本部長	内閣総理大臣【法第28条の3】	国務大臣(防災担当大臣)【法第25条】
副本部長	国務大臣【法第28条の3第4項】 (防災担当大臣及び内閣官房長官)	内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命【法第25条第5項】 (内閣府副大臣又は大臣政務官)
本部長	・全ての国務大臣 ・内閣危機管理監 ・副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうち内閣総理大臣が任命する者(内閣府副大臣(防災担当))【法第28条の3第6項】	内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命【法第25条第5項】 (関係省庁局長級)
事務局長	内閣府政策統括官(防災担当)	
所掌事務・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成【法第26条第1号、法第28条の4第1号】 ・災害応急対策の総合調整【法第26条第2号、法第28条の4第2号】 ・必要な緊急の措置の実施【法第26条第3号、法第28条の4第3号】 ・指定地方行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関に対する必要な指示(本部長の権限)【法第28条第2項、法第28条の6第2項】 ・指定行政機関に対する必要な指示(緊急災害対策本部長のみの権限)【法第28条の6第2項】 等 	

政府対策本部等の設置

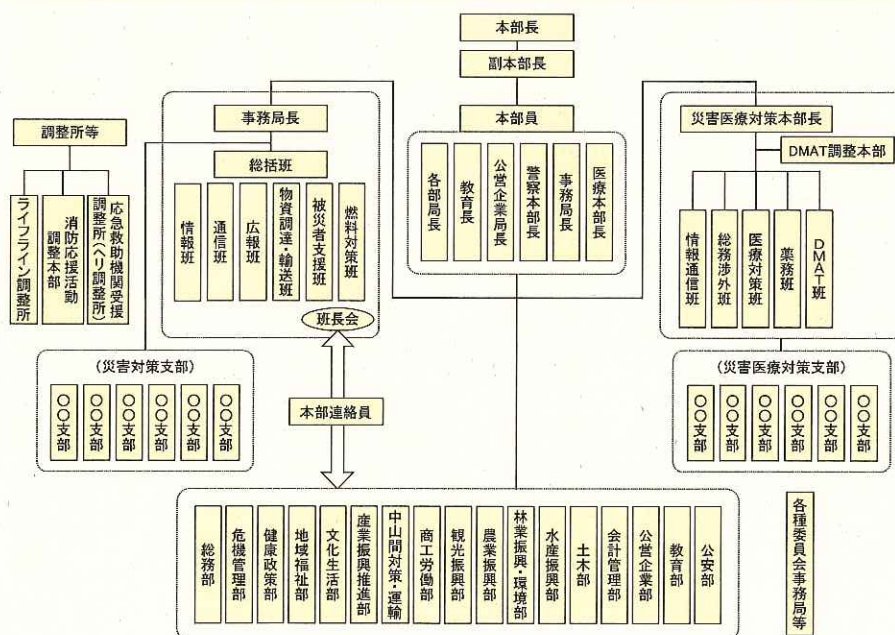


	緊急(非常)災害現地対策本部
設置基準	被災地と緊急災害対策本部等との連絡調整及び被災地における災害応急対策推進体制の確立が特に必要な場合
本部長	内閣府副大臣、内閣府大臣政務官
主な役割	被災地の被害状況、対応状況等の把握及びそれらの本部等への連絡 被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達 政府の行う施策についての被災地への広報 被災地の地方公共団体との調整 国の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整 政府調査団等による現地調査に係る連絡調整



現地対策本部の運営訓練

都道府県の災害対応組織体制(例)



災害情報の収集・連絡



【通信手段の確保】

- 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、災害情報連絡のための通信手段を確保する

【応援依頼の判断のための情報収集】

- 災害発生直後は、関係機関への応援依頼の要否を判断するために、被害規模を推定するための概括的被害情報の収集を行う

【災害発生直後の被害情報等の収集・報告】

- 市町村は、人的被害の状況（行方不明者数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告する
- 都道府県は、市町村等から情報を収集すると共に、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、市町村が報告できない場合はあらゆる手段を尽くして情報収集を行い、国（消防庁）に報告する
- 人的被害数（死者・行方不明者数）については、都道府県が一元的に集約、調整を行う

51

災害時における職員の派遣・応援

要請者	要請先	要請事項	根拠法
都道府県知事、市町村長等	他の都道府県知事、市町村長等	当該都道府県及び市町村の事務の処理のため、職員の派遣を求めることができる	地方自治法
都道府県知事等	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関	災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を要請することができる	災対法第29条
都道府県知事等	他の都道府県知事等	災害応急対策の実施のため、都道府県知事等相互間で応援を求めることができる	災対法第74条
都道府県知事	市町村長	当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる	災対法第72条第二項
都道府県知事	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関等	応急措置を実施するため、応急措置の実施の要請、又は求めることができる	災対法第70条第三項
都道府県知事	市町村長	応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる	災対法第72条第一項
都道府県知事		当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき、当該市町村の市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない	災対法第73条
市町村長等	他の市町村長等、都道府県知事等	災害応急対策の実施のため、応援を求めることができる（都道府県知事に対してのみ）災害応急対策の実施を要請することができる	災対法第67条、第68条
市町村長等	指定地方行政機関の長、指定公共機関	災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を要請することができる	災対法第29条
市町村	他の地方公共団体	災害時における事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を委託できる	災対法第69条

52

広域的支援部隊による応援

広域的支援部隊	部隊の概要	隊数・人員数	活動内容	要請方法
警察災害派遣隊	・東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、広域的な部隊派遣態勢を拡充することにより設置された部隊	即応部隊 約1万人	・検視、死体見分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導 など	・都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をする
緊急消防援助隊	・大規模・特殊災害が発生し、被災地の消防隊のみでは対処できない場合、都道府県ごとに部隊を編成して応援に駆け付けるもの	4,984隊 (平成27年4月現在)	・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・高度救助用資器材を備えた、要救助者の検索、救助活動 など	・消防庁長官から出動を指示する ・又は、被災市町村が属する都道府県知事から消防庁長官へ応援等を要請する
自衛隊	・各種災害の発生時に、地方公共団体などと連携・協力し、被災者等の捜索・救助、等の活動を行う	226,742人 (平成27年3月31日現在)	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の輸送 など	・都道府県知事等は、防衛大臣等に派遣を要請する ・市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を求める ・防衛庁長官は、要請を待つ暇がない場合は、要請を待たずに部隊を派遣する
海上保安庁	・海上における航行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持等	13,208人 (平成27年3月31日現在)	・海上における災害に係る救助・救急活動 ・海上における消火活動 など	・救助・救急活動が困難な場合、被災府県から海上保安庁、各管区海上保安本部に対し、職員の派遣を要請する

53

大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年3月）

○本ガイドラインは、全国に先駆けて帰宅困難者対策を行うために、官民が連携して「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、同協議会において平成24年9月にとりまとめられた最終報告をもとに、その後の検討もふまえ、特に重要と考えられる事項をとりまとめたものである。

○帰宅困難者対策については、可能な限り「自助」を前提としつつ、「共助」も含めた総合的な対応が不可欠であることから、国、地方公共団体、民間企業等による個別の取組だけでなく、各機関が連携・協働した取組が重要である。

1. 帰宅困難者等対策協議会の設立

○各都市圏で、都道府県又は市と関係機関が参画する協議会を設置し、関係機関が連携して対応を検討

5. 帰宅困難者等への情報提供

○安否情報や地震情報、被害情報等の提供
○適切な情報を提供するための体制の整備

2. 一斉帰宅の抑制

○「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底
○企業等における従業員等の施設内待機の推進
○大規模集客施設や駅等における利用者の保護

6. 徒歩帰宅者への支援

○水や休憩の場等を提供する災害時帰宅支援ステーションの指定と、徒歩帰宅者向けの案内図等を設置した帰宅支援対象道路の整備

3. 一時滞在施設の確保

○都道府県や市町村の指定又は協定の締結による一時滞在施設の確保
○床面積約3.3㎡あたり帰宅困難者等2人の受入を目安に、原則として3日間の運営を基準

7. 帰宅困難者等の搬送

○自力での徒歩帰宅が困難な避難行動要支援者等に対する、バス等での搬送支援の検討
○行政及び搬送に係る関係機関との協議・調整の実施

4. 駅周辺等における混乱防止

○駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握
○市町村と関係機関が参画した協議会を設立し、駅前滞留者対策等を検討

8. 国民一人ひとりが実施すべき平時からの取組

○国民一人ひとりが、平時から発災時の事態を想定し、情報収集や徒歩帰宅等をより円滑に行えるようするための、啓発活動等の継続的な実施

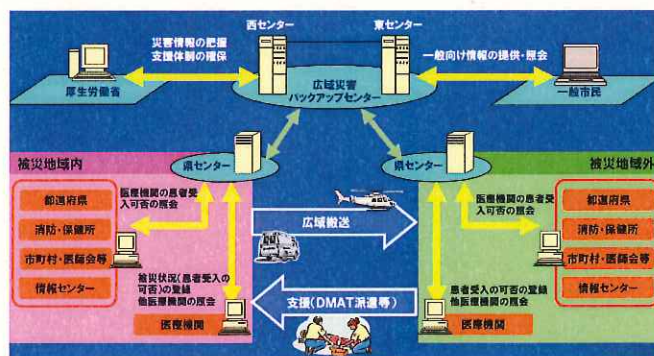
54

4-2.【災害応急対策】 救助・救急、医療及び消火活動

広域災害緊急医療情報システム(EMIS)

○災害時に都道府県を超えて災害医療に関わる各種情報を提供

- 災害時に最新の情報を関係機関(都道府県、医療機関、消防等)へ提供
 - ・ 建物施設被害の有無、患者受け入れの可否 等
 - ・ 手術受入可否、重症者の受入れ状況、転送が必要な重症患者等の人数 等
- DMAT指定医療機関から派遣されるDMATの活動状況の集約、提供
 - ・ 活動状況(出勤、撤収等)、活動種別(本部活動、SCU活動等) 等



DMAT(災害派遣医療チーム)

- 災害急性期(発災から概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的なトレーニングを受けた災害派遣医療チーム

○ チーム(隊)

- ・ 1隊の構成: 医師1名、看護師2名、医療事務職員1名の4名を基本とする
- ・ 1,373隊8,798人(平成26年9月時点)

○ 主な活動内容

- ・ 災害現場へ出動し患者の救命
- ・ 被災地の病院支援
- ・ 広域医療搬送(自衛隊機)

○ 要請方法

- ・ 被災地域の都道府県から他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等にDMATの派遣を要請する
- ・ 厚生労働省は派遣要請に応じ、都道府県、文部科学省、国立病院機構等に対してDMATの派遣を要請する
- ・ 被災地域外の都道府県は派遣要請に応じ、厚生労働省と連携して、管内のDMAT指定医療機関※及び日本赤十字社支部に対してDMATの派遣を要請する

※ DMAT指定医療機関とは、DMAT派遣に協力する意志を持ち、都道府県に指定された医療機関である
 なお、DMAT指定医療機関は、災害拠点病院であることが望ましい

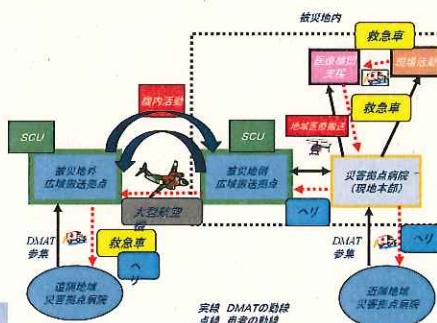


57

広域医療搬送

- 広域医療搬送とは、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう

- ・ 被災地内の空港等に患者搬送拠点としてのSCU※を立ち上げ、被災地外からのDMATを派遣
- ・ 自衛隊等の航空機により傷病者を被災地内から被災地外へ搬送し、待機している救急隊などにより災害拠点病院に運ばれ、迅速な高度医療により傷病者の治療を行う



※ SCU(Staging Care Unit): 航空搬送拠点臨時医療施設

※ 地域医療搬送: 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものを含む)であって、広域医療搬送以外のものをいう

58

災害拠点病院

○災害拠点病院は、災害時に災害医療を行う医療機関を支援する病院

地域災害拠点病院

- 以下の機能を有する病院
 - 多発外傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
 - DMAT等の受入れ・派遣機能
 - 傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 等
- 原則として二次医療圏毎に1か所整備〔561病院指定済(H23.7時点)〕

基幹災害拠点病院

- 「地域災害拠点病院」の機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす病院
- 原則として都道府県毎に1か所整備〔57病院指定済(H23.7時点)〕

59

二次災害防止

○災害発生後に、災害の拡大防止、施設等の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する

<主な取組の例>

1. 建築物、構造物に関する二次災害防止対策

- ・被害を受けた建築物による人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士等を活用して応急危険度判定等を速やかに行い、応急措置を実施
- ・市は、判定活動に伴う資料を整える等の受入れ体制の整備

2. 危険物施設等に係わる二次災害予防対策

- ・爆発等及び有害物質の二次災害防止のため、施設の点検や応急措置を行う
- ・危険物施設の管理責任者等への保安教育の実施、立入検査の実施
- ・被災時の緊急点検体制の整備

3. 水害・土砂災害対策

- ・余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する
- ・土砂災害等の危険箇所の点検は、専門技術者等を活用して行い、危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、応急工事を行う

4. 河川施設の二次災害予防対策

- ・河川施設等の被災後の保全に留意
- ・現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が懸念される箇所を事前に把握

5. ライフライン関係施設対策

- ・電力では感電事故・漏電火災など、ガスでは地震によるガス漏えいによる二次災害の発生の恐れがある場合は、送電中止やガス供給停止等の危険予防措置を請じ、自治体、消防機関、警察、住民に通報する

6. 津波対策

- ・津波が到達後であっても、津波警報・大津波警報が発令されている間は、危険な地域には近づかない

60

道路交通の確保のための災害対策基本法の改正(H26.11.21 公布施行)

《改正の背景》

首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ

法律の概要

緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策
(災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)



(首都直下地震における八方向作戦の例)



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

4-3.【災害応急対策】
被災者支援、被災地支援

避難所設置運営

○市町村には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが必要

発災後における対応

<p>1. 避難所の設置と機能整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ 避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討 バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保 	<p>2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設している避難所のリスト化 氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成 避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ
<p>3. 避難所の運営主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化 様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営 	<p>4. 福祉避難所の管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置
<p>5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供 各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備 	<p>6. 被災者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者・要配慮者への情報の提供 市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立
<p>7. 相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置 就労支援等の相談窓口の設置 	<p>8. 在宅避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等 被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施(状況把握等)

63

災害救助法の概要

○法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う
 ○災害救助の適用により、救助に要する費用は都道府県が支弁するが、費用が政令で定める額以上の場合、費用と都道府県の普通税収入見込額の割合に応じて国が一部負担する

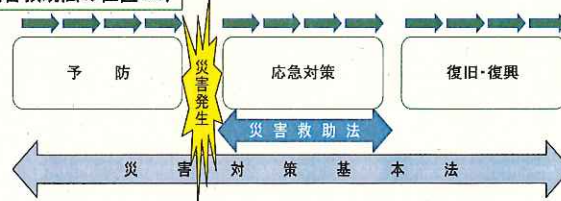
<救助の種類>

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ ご遺体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

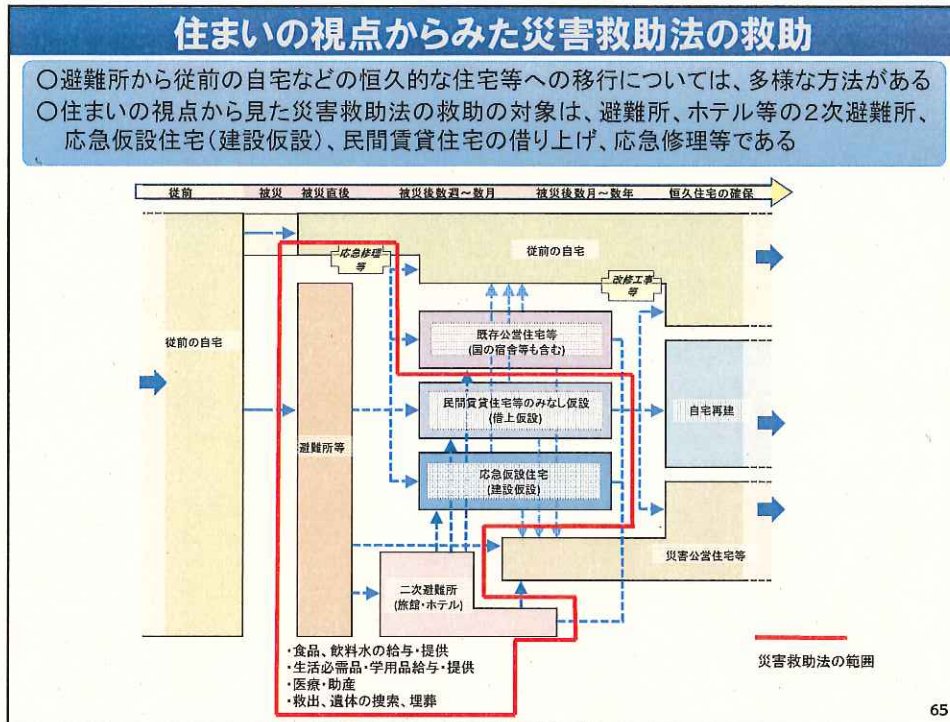
※内閣府のHPIに災害救助事務のマニュアルを掲載

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/h27kaigi/siryo1-2.pdf>

災害救助法の位置づけ





64



応急仮設住宅の提供

○都道府県が避難者の健全な住生活の早期確保を図るために内閣府と調整の上**応急仮設住宅を提供**した場合、災害救助法の対象

- ・ 応急仮設住宅には、新たに建設する以外に、民間賃貸住宅の借り上げにより確保する方法もある
- ・ 応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年
- ・ 50戸以上の場合、応急仮設住宅の建設に合わせて集会所の設置が可能。(10~50戸未満の場合は、応急仮設住宅の中に談話室の設置が可能)
- ・ 市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う
 - 安心・安全の確保
 - 孤独死や引きこもりなどを防止(心のケア含む)
 - 女性の参画を推進し、生活者の意見を反映
 - 仮設住宅への訪問活動や、仮設コミュニティを形成するための運営支援など、災害ボランティアを積極的に活用する

66

被災者台帳の整備について

○被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの
(災害対策基本法第90条の3、第90条の4、災害対策基本法施行規則第8条の4～第8条の6)

○関係部署による情報共有による重複の排除

- ・各部署で同様の情報を収集するための手間を排除(いずれかの部署で収集し、共有する)による時間・コスト等の軽減
- ・罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる

○迅速な対応

- ・援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能

○援護の漏れ、二重支給等の防止

- ・援護の資格を有する(対象者である)被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
- ・二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能

○被災者の負担軽減、的確な援護実施

- ・被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
- ・他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
- ・本人同意等の手続きを経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者に提供可能となり、被災者からの申請等手続き軽減が期待される

67

物資の調達、供給活動

- 食料、飲料水、生活必需品、燃料その他物資の備蓄・調達・輸送体制を整備し、供給のための計画を定めておく
- 初期対応に十分な量の物資を備蓄し、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄、備蓄拠点の設置など体制の整備に努める
- 備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する
- 被災者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、企業等と物資の調達支援協力に関する協定を締結するなど事前に準備しておく

<例> 静岡県と静岡県トラック協会・静岡県倉庫協会との災害時支援協定の締結

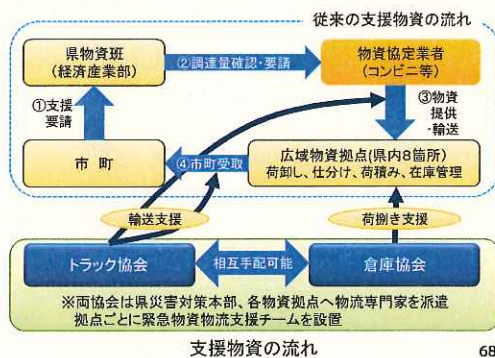
○協定の内容

静岡県トラック協会

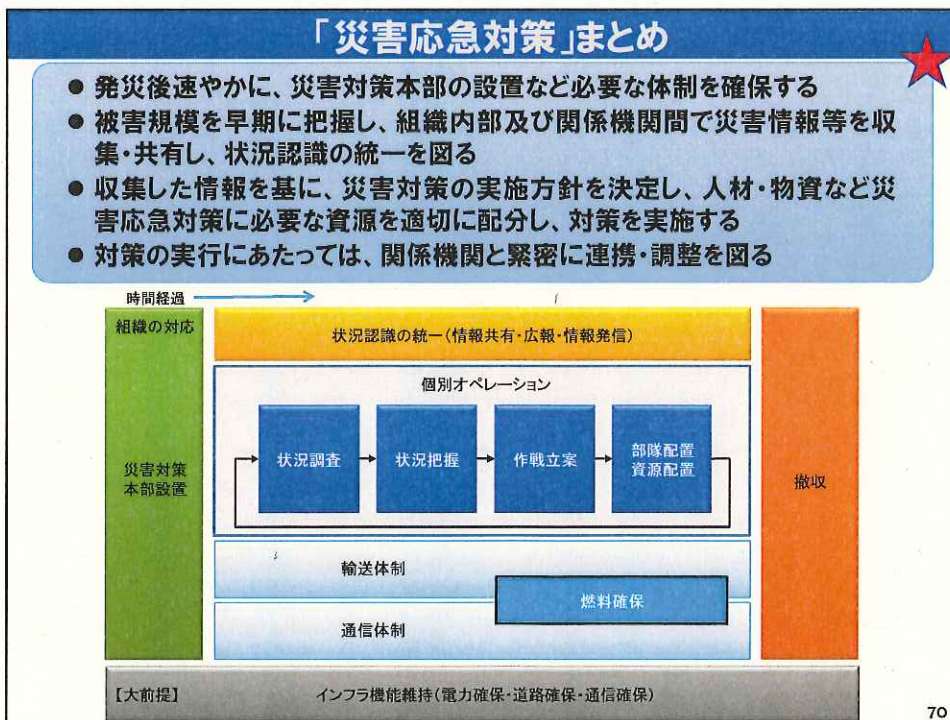
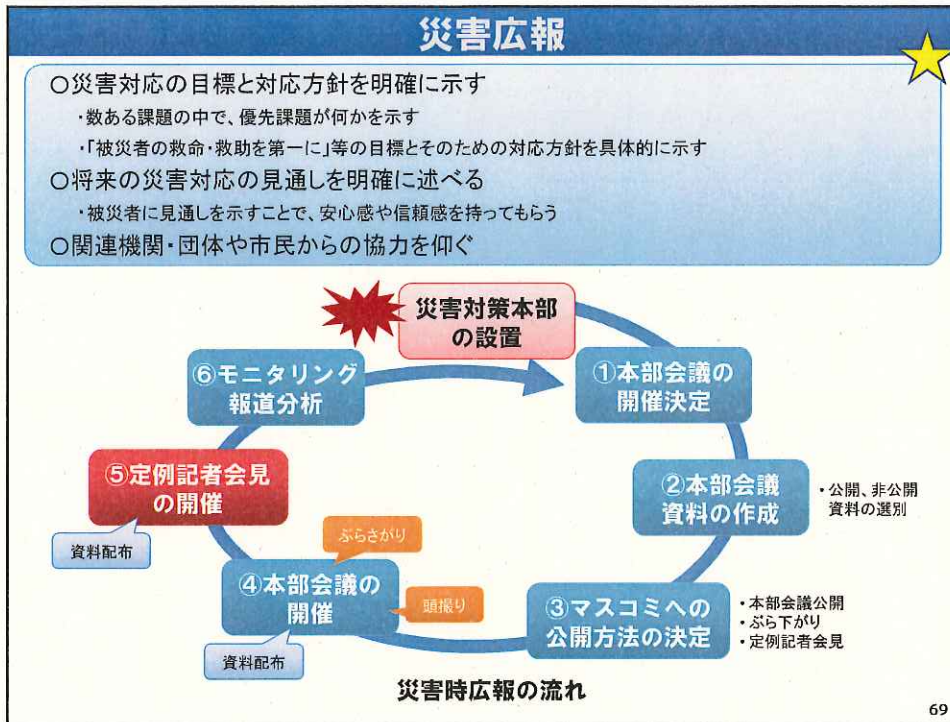
物資の緊急・救援輸送業務とそれに伴う資機材提供、要員派遣

静岡県倉庫協会

物資保管・仕分け等業務とそれに伴う資機材等の提供、要員派遣



68



4-4. 復旧復興

災害等廃棄物処理

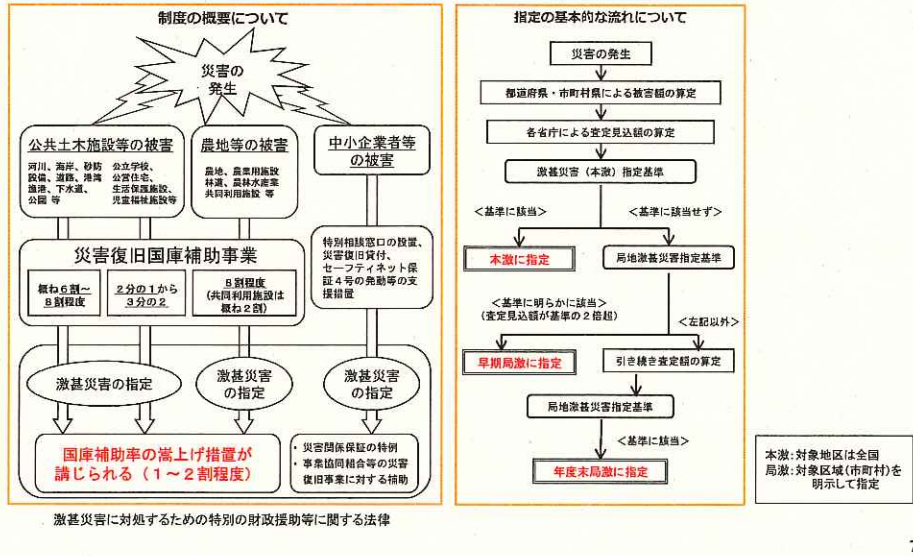
- 「災害等廃棄物処理事業費補助金」は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受け発生した災害廃棄物を処理するため、廃棄物処理法第22条の規定により、被災市町村へ財政上の支援を行うもの
- 事業主体は市町村、補助率は1/2
- 自治体負担部分の1/2(いわゆる補助裏)に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされる

(負担割合のイメージ)



激甚災害制度

○ 激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を行うもの



罹災証明書

- 市町村長は、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが、義務付けられている
- 罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている

<被災から支援措置の活用までの流れ>

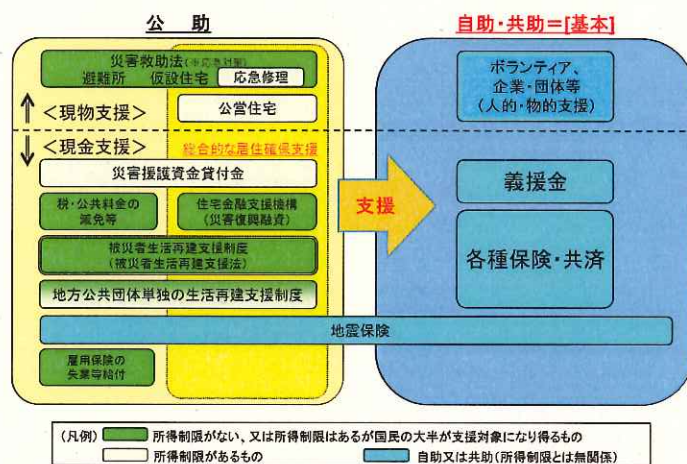


<各種被災者支援等>

- 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構の融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物支給 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

生活再建等の支援

○住宅の再建など居住の確保は、保険、共済等の「自助・共助」が基本であるが、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、「公助」でそれを側面的に支援する



75

復興まちづくり

○「大規模災害からの復興に関する法律」、「被災市街地復興特別措置法」では、復興のための各種整備事業に関わる特例や代行措置などが規定されており、市町村はこれらの法律を活用して円滑かつ迅速な復興を図ることができる

大規模災害からの復興に関する法律の概要

- ・大規模災害を受けた市町村や都道府県が円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して復興計画または都道府県復興方針を作成できるものとする
- ・復興計画に関する協議会を経た復興計画を公表することで土地利用基本計画の計画等をワンストップで処理できるなどの特別の措置ができるものとする
- ・復興に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設ける
- ・大規模災害の被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、災害復旧事業について国等が代行できるものとする

等

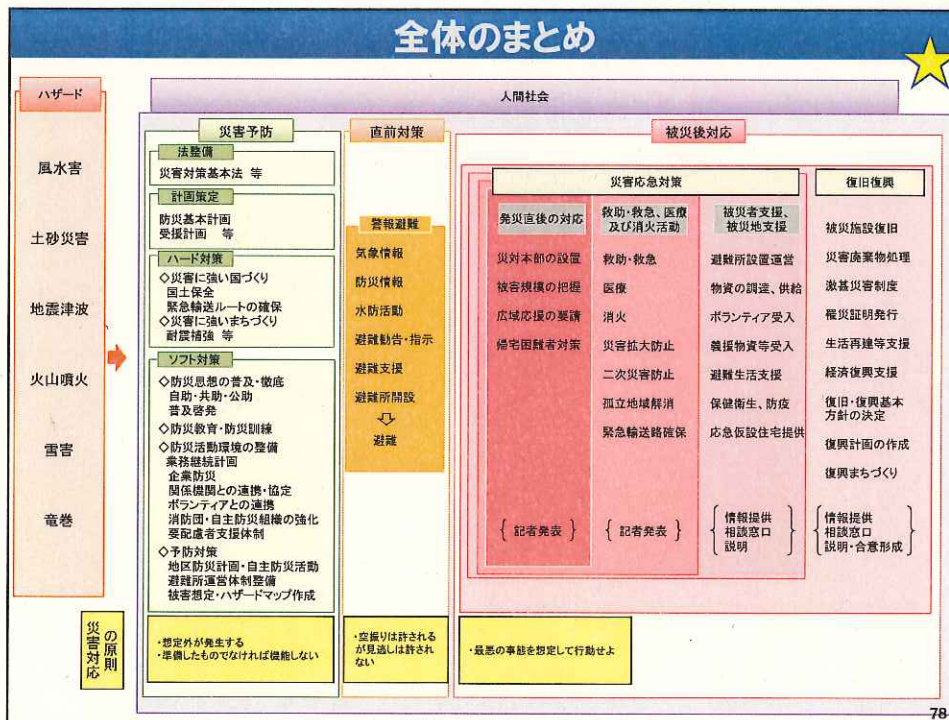
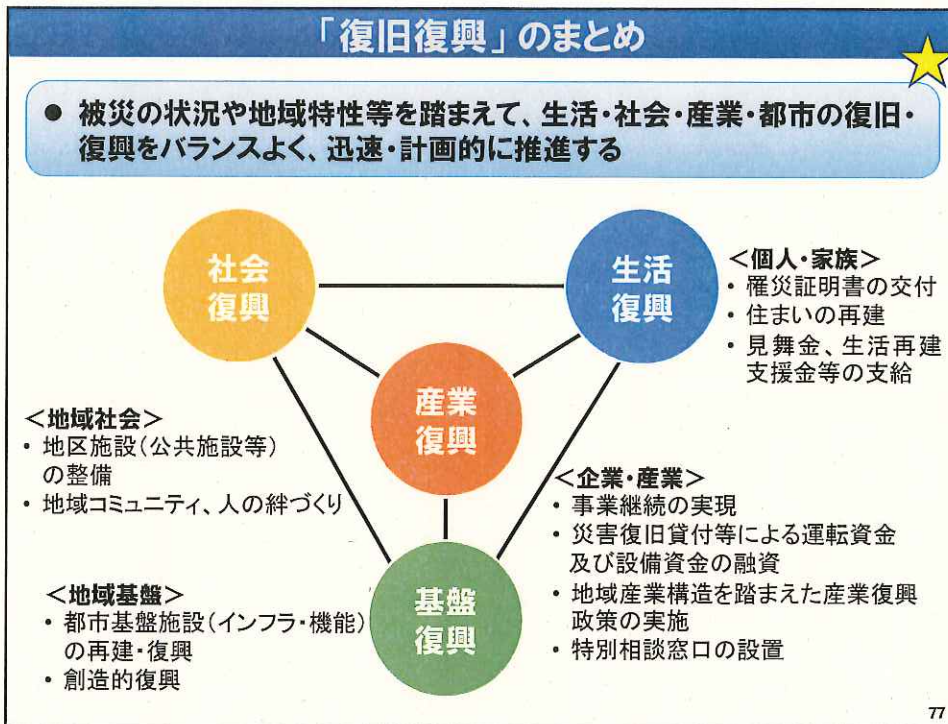
被災市街地復興特別措置法の概要

- ・新しい都市計画上の制度として、被災市街地復興推進地域を創設し、その地域の整備についての市町村の責務と建築行為等の制限等を定める
- ・被災市街地復興推進地域の面的な整備に土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用等を図り、そのため土地区画整理事業の中で一体的な住宅建設のための特例等を設けている
- ・復興に必要な住宅供給等の推進のため、住宅を失った被災者等に公営住宅等の入居者資格を認める特例及び被災市町村の要請等に基づく住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社の能力を住宅の供給等に活用するための特例を設けている

等

※被災市街地復興推進地域
被災市街地を被災市街地復興推進地域に指定すると、災害の発生した日から起算して2年以内で建築行為等の制限がかり、その期間内に、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画などの都市計画を定めることが市町村に課せられる

76



5. 参考

防災に関する主なガイドライン等

区分	資料名	作成時期	URL	備考
避難情報	1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年度)	平成27年8月	http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/150819_honbun.pdf	内閣府(防災担当)
	2 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	平成25年8月	http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanyaryousai/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf	内閣府(防災担当)
	3 土砂災害警戒避難ガイドライン	平成27年4月	http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html	国土交通省
	4 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引(内陸型火山編)	平成24年3月	http://www.bousai.go.jp/kazan/pdf/20120327_tebiki_nairiku.pdf	内閣府(火山情報等に対応した火山防災対策検討会)
	5 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引(島しょ型火山編)	平成24年3月	http://www.bousai.go.jp/kazan/taisakusuishin/pdf/20120327_tebiki_tousyo.pdf	内閣府(火山情報等に対応した火山防災対策検討会)
ハザードマップ	6 洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	平成27年7月	http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/manual_kouzushinssd_1507.pdf	国土交通省
	7 洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版)	平成25年3月	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jievo_kei/kaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html	国土交通省
	8 火山防災マップ作成指針	平成25年3月	http://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/pdf/20130404_mapshishin.pdf	内閣府(防災担当)、消防庁、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁
避難所	9 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	平成25年8月	http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kanvokakuho.html	内閣府(防災担当)
	10 地域主役の避難所開設・運営訓練ヒント集	平成25年3月	http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keisen/zensei/pdf/hinto_web_2013_all.pdf	内閣府(防災担当)
計画地区	11 地区防災計画ガイドライン	平成26年3月	http://chikubousai.go.jp/basic.php?eid=00006	内閣府(防災担当)
計画業務	12 地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説	平成22年4月	http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumu/keizoku/index.html	内閣府(防災担当)
	13 市町村のための業務継続計画作成ガイド	平成27年5月	http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumu/keizoku/index.html	内閣府(防災担当)
その他	14 大規模地震防災・減災対策大綱	平成26年3月	http://www.bousai.go.jp/jishin/jishin_taikou.html	内閣府(防災担当)
	15 避難確保・浸水防止計画作成の手引き(水防法)	平成27年7月	http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/ouhou/jetsubou/pdf/41_1507.pdf	国土交通省

80